

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和2年2月28日

「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号並びに特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成31年農林水産省告示第527号)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：原材料調達・受入れ、配達作業等)に付随的に従事することは差</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：原材料調達・受入れ、配達作業等)に付随的に従事することは差</p>

			<p>し支えない。</p> <p>なお、外食業分野の対象は、以下の日本標準産業分類に該当する事業者が行う業務とする。</p> <p>76 飲食店</p> <p>77 持ち帰り・配達飲食サービス業</p>	し支えない。
2	P4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 外食業分野の1号特定技能外国人を受け入れることができる事業者は、日本標準産業分類上、「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される経済活動を行っている事業者とします。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れる事業者は、1号特定技能外国人を「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される事業所に就労させる必要があります。</p>	<p>○ 1号特定技能外国人を受け入れる事業者は、1号特定技能外国人を以下の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。</p> <p>なお、本要領別冊でいう客とは、飲食料品を消費（飲食、喫食）する特定の者をいいます。（集団給食のように、注文や受取りについて、代理の者を介する場合も含みます。）</p> <p>一方、飲食料品を提供する相手自らがその飲食料品を消費するのではなく、不特定の消費者に販売する目的で仕入れる者である場合は、いわゆるB to B（Business to Business）取引である卸売りに該当するため、飲食サービス業による客への提供には該当しません。</p> <p>(1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業 （例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）</p> <p>(2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）</p> <p>(3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業 （例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等）</p>

				<p>(4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等）</p> <p>なお、飲食サービス業を行っている事業所に当たるか否かを判断するに当たっては、飲食サービス業を営む部門の売上げが当該事業所全体の売上げの主たるものである必要はありません。このため、例えば、宿泊施設内の飲食部門や医療・福祉施設内の給食部門などに就労させることも可能です。</p>
3	P5	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>○6つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。</p> <p>農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177</p>	<p>○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。</p> <p>農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177</p>
4	P5	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○1つ目及び2つ目</p>	<p>○ 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14-1号）</p> <p>○保健所長の営業許可証の写し</p>	<p>○ 外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第14-1号）</p> <p>○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可証の写し ・ 保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） <p>※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要</p>
5	P6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p>	<p>分野別運用方針（抜粋）</p> <p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>外食業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は外食業分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p>	<p>分野別運用方針（抜粋）</p> <p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>外食業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は外食業分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p>

		分野別運用方針(抜粋)	る。 (1) 技能水準(試験区分) 「外食業技能測定試験(仮称)」 (2) 日本語能力水準 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」	(1) 技能水準(試験区分) 「外食業 特定技能1号 技能測定試験」 (2) 日本語能力水準 「 国際交流基金 日本語 基礎 テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
6	P9	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条 第4項に規定する接待飲食等営業を営む営業所 において就労させないこととしていること。	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条 第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 を営む営業所において就労させないこととしていること。
7	P10	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 ○2つ目	○ 1号特定技能外国人に、風営法第2条 第4項に規定する接待飲食等営業を営む営業所 において就労させてはなりません。また、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせてはなりません。	○ 1号特定技能外国人に、風営法第2条 第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 を営む営業所において就労させてはなりません。また、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせてはなりません。
8	P10	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 ○7つ目	○ なお、協議会に関する問合せ先は次のとおりです。 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177	○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でない と判断された場合には、許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまうので、外食業分野に該当することに疑義がある場合は、特定技能所属機関となる前(特定技能外国人を雇用する前)に、あらかじめ問合せ願います。 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課 外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

				TEL 03 (6744) 7177
9	P10-11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【確認対象の書類】 ○3つ目	○ 保険所長の営業許可証の写し	○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料 ・保健所長の営業許可を受けている場合は、許可証の写し ・保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） ※法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要
10	P12	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【関係規定】	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む営業所において就労させないこととしていること。	告示第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。
11	分野参考 様式14—1 (特定技能所属機関)	分野参考様式14—1 (特定技能所属機関) 【誓約事項】	1. 日本標準産業分類上、「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される経済活動を行っている事業者であること。 2. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される事業所に就労させ	1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サー

			<p>ること。</p> <p>3. 1号特定技能外国人を，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む営業所において就労させないこと。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p>	<p>ビス業」に分類される事業所に就労させること。</p> <p>(1) 客の注文に応じ調理した飲食料品，その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂，レストラン，料理店等の飲食店，喫茶店等）</p> <p>(2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず，客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）</p> <p>(3) 客の注文に応じ，事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋，宅配専門店，配食サービス事業所等）</p> <p>(4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店，給食事業所等）</p> <p>2. 1号特定技能外国人を，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p>
--	--	--	--	---